

CVCによる中小企業・スタートアップへの投資環境整備事業補助金交付要綱

(制定) 令和6年8月6日6産労産計第424号

(改正) 令和7年6月24日7産労産計第607号

(通則)

第1条 CVCによる中小企業・スタートアップへの投資環境整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、CVCが投資判断前に行う概念実証に必要な経費に対し補助を行うことで、中小企業・スタートアップへの投資を拡大させ、都の産業振興につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「CVC」とは、次の要件を全て満たす組織とする。

- ア 自社及び関係会社の事業内容と関連性のある企業に投資し、本業との相乗効果を得ることを主な目的に出資や支援を行う法人等
- イ 都内に登記上の本社がある、又は事実上の本社機能が都内にあること
- ウ 都内において事業展開を行っている、又は行おうとしていること

(2)「中小企業」とは、次の要件を全て満たす企業とする。

- ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- イ 都内に登記上の本社がある企業

(3)「スタートアップ」とは、次の要件を全て満たす企業とする。

- ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
- イ 新たなビジネス領域で成功し、急速に成長することを志向する企業
- ウ 応募時点で創業(第2創業含む)後10年未満の企業
- エ 都内の事業成長環境にアクセスして、都内企業との連携による事業加速を志向する企業

(4)「概念実証」とは、CVCが投資判断前に仮説検証を行うため、中小企業・スタートアップが開発したい製品やサービスについて簡易版の作成や市場性の調査等を行う事業とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすCVCとする、

- (1) 知事が別に実施する「CVCと中小企業・スタートアップとのマッチング支援事業」において、支援対象に選定されていること。
- (2) 前号の事業においてマッチングした中小企業・スタートアップ(以下「投資先候補」という。)に

対する投資意欲を有しており、投資先候補と連携し実証を最後まで完遂する意思があること。

(3) 以下の事業を営んでいないこと。

ア 宗教教育その他宗教活動に該当する事業

イ 政治活動に該当する事業

ウ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業

エ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により定める風俗営業など）

オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業

(4) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

(5) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。

(6) 本補助金の交付対象となる事業について、他の補助金を受給していないこと。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象事業者が投資先候補に委託して行う概念実証であり、本補助金の交付決定日以降に事業を開始し、募集開始日の属する年度の翌年度3月31日までに実施が完了する事業とする。

2 補助対象事業の委託先となるスタートアップについては、原則、都内に拠点を有するものに限る。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が投資先候補に対し、委託料として支払う実証経費であり、知事が特に必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において、補助対象事業者に交付するものとする。

2 補助対象に含まれる経費は、主に次に掲げるものとする。

(1) 補助対象事業者からの委託により投資先候補が実施する事業（以下「委託事業」という。）に従事する者の直接作業時間に対して支払われる人件費

(2) 委託事業の実施に必要な機器、器具等のリース・レンタル等に要する経費。ただし、当該事業にのみ使用されるものに限る。

(3) 委託事業の実施に必要な物品の購入等に要する経費。ただし、当該事業にのみ使用されるものに限る。

(4) 委託事業の実施に必要な加工用資材にかかる経費

(5) 委託事業の実施に必要な製品、サービス、システム、ソフトウェア等の開発に要する経費

(6) その他委託事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの（原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの）

3 補助対象とならない経費は、主に次に掲げるものとする。

- (1) 委託料を除く、補助対象事業者自らが負担した経費
- (2) 備品購入費等、委託事業実施後も委託先事業者の資産となり得る経費
- (3) 委託先事業者の経常業務と混合して支払が行われており、委託事業に要した経費と明確に区分できないもの
- (4) 見積書、仕様書、契約書、完了報告書、請求書、振込控、領収書等の帳票類に不備がある経費
- (5) 使途、単価及び規模等の確認が不可能なもの
- (6) 補助対象事業者からの補助申請に対する交付決定の日より前に開始した事業に係る経費
- (7) 実績報告時までには支払が終了していない事業に係る経費
- (8) 同一の事由で国、都又は区市町村等から給付金や補助金を受けている経費
- (9) 間接経費（消費税等の租税、振込手数料、収入印紙代 等）
- (10) 一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
- (11) 上記各号のほか、社会通念上、適当でないと認められる経費

（補助金の額）

第7条 知事が補助対象事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又は1申請当たりの補助限度額20,000千円のいずれか低い額とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに「CVCによる中小企業・スタートアップへの投資環境整備事業補助金交付申請書（第1号様式）」を、その他必要な書類を揃えて知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、支援対象として適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2-1号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を補助金不交付決定通知書（第2-2号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（申請の撤回）

第10条 交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という）は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付の申請を撤回することができる。

2 補助対象者は、前項の規定に基づき補助金の交付の申請を撤回する場合については、当該通知が交付された日から14日以内に、補助金の交付申請の撤回に係る届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し）

第11条 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ

たときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消しは、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続することが不能となった場合に限る。

3 第1項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

(計画変更等の承認)

第12条 補助対象者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更して実施しようとする場合は、あらかじめ都に報告を行い、都が必要と認める場合は、変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、計画変更に伴う交付決定額の変更は、第9第1項に定める交付決定額の範囲内で行うものとする。

2 前項の変更承認申請に伴い、補助対象経費の支払に関する契約変更等を行う場合、契約変更等に関する知事の承認を受けた後に実施すること。

3 知事は、前項の承認に際して、必要に応じ補助金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、その理由（中止しようとする場合は、再開の見通しを含む。）を記載した事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出して、あらかじめその承認を受けなければならない。

(遅延等の報告)

第13条 補助対象者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書（第6号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況)

第14条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助対象者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

2 知事は前項の報告内容などを踏まえて、補助事業の遂行につき、補助対象者に指示を行うことができる。

3 補助対象者は前項の知事の指示に従わなければならない。

(実績報告)

第15条 補助対象者は、補助事業が完了したとき又は補助対象期間が終了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）を必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。なお、実績報告書の提出

に当たっては、事前に都と協議を行い、実績報告書の内容について都の承認を受けること。

（補助金の額の確定）

第16条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（第8号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 知事は、前条の規定による実績報告の審査又は現地調査により、補助事業の成果等が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しない事実が明らかになった場合は、適合させるための措置を命ずることができる。

（補助金の支払）

第18条 知事は、第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
- （2）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3）補助金を他の用途に使用したとき
- （4）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき。
- （5）補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反し、補助事業に関して法令に違反し、又はこの要綱に定める指示、命令等に違反したとき。
- （6）補助事業実施期間の間に、第4条に定める要件を充足できなくなったとき。
- （7）その他、この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第20条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第21条 知事は、第19条の規定により、補助対象者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満は除く。）を納付させることができるものとする。

2 前項において補助金の返還を命じられた者が、定められた納期日までに補助金を返還しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前二項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金及び延滞金の計算）

第22条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（補助金の経理等）

第23条 補助対象者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第24条 知事は、補助対象者に対し補助事業の実施状況、経費の収支及び補助金に係わる帳簿書類、取得財産その他の物件について、立入り調査をし、又は報告を求めることができる。

（補助内容等の公表）

第25条 知事は、交付を受けた者の名称、代表者名、補助内容等を公表することができる。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助対象者に発表させることができる。

（非常災害の場合の措置）

第26条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助対象者の措置については、知事が指示するところによる。

（その他）

第27条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。